

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を
図るための所得税法等の一部を改正する法律案要綱

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図る観点から、雇用促進税制及び環境関連投資促進税制の創設、寄附税制の拡充、金融・証券税制の改正、租税特別措置の見直し等所要の措置を講ずることとし、次により所得税法等の一部を改正することとする。

一 所得税法の一部改正（第1条関係）

1 年金所得者の申告手続等について、次のとおり簡素化することとする。（所得税法第121条、第203条の3、第203条の5関係）

(1) その年において公的年金等に係る雑所得を有する居住者で、その年中の公的年金等の収入金額が400万円以下であるものが、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、その年分の所得税について確定申告書を提出することを要しないこととする。

(2) 公的年金等に係る源泉徴収税額の計算について、控除対象とされる人的控除の範囲に寡婦（寡夫）控除を追加するとともに、公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の記載事項について、所要の整備を行う。

（注）上記(2)の改正は、平成25年1月1日以後に支払うべき公的年金等について適用する。（附則第6条関係）

2 源泉所得税の納稅地について、給与等の支払をする者が事務所等を移転した場合は、当該事務所等の移転後の所在地その他の一一定の場所とすることとする。

（所得税法第17条関係）

（注）上記の改正は、平成24年1月1日以後に源泉所得税を納付する場合について適用する。（附則第3条関係）

3 棚卸資産の評価の方法について、その見直しに係る所要の整備を行うこととする。（所得税法第47条関係）

4 居住者が贈与、相続又は遺贈により利子所得、配当所得等の基因となる資産を取得した場合における当該資産に係る利子所得の金額、配当所得の金額等の計算については、その者が引き続き当該資産を所有していたものとみなして、所得税法の規定を適用することとする。（所得税法第67条の4関係）

5 申告義務のある者の還付申告書については、その年の翌年1月1日（現行その

十七 稟税特別措置法の一部改正（第17条関係）

1 個人所得課税

(1) 特定寄附信託の利子所得の非課税措置を次のとおり創設することとする。

(租税特別措置法第4条の5関係)

① 特定寄附信託契約に基づき設定された信託の信託財産につき生ずる公社債等の利子等（その公社債等が当該信託財産に引き続き属していた期間に対応する部分の額に限る。）については、所得税を課さない。

② 特定寄附信託契約とは、居住者が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により信託業務を営む金融機関又は信託業法の免許を受けた信託会社と締結した当該居住者を受益者とする信託に関する契約で、その信託財産を特定寄附金として支出することその他計画的な寄附が適正に実施されるための要件が定められているものをいう。

③ 特定寄附信託について、計画的な寄附が適正に実施されていないと認められる事実が生じた場合には、その事実が生じた日以前に信託財産から生じた利子等については、上記①の非課税の適用はなかったものとし、かつ、その事実が生じた日においてその利子等が生じたものと、当該受託者がその利子等を支払ったものとそれぞれみなして、利子の源泉徴収に関する規定を適用する。

④ 特定寄附信託契約に基づき公益法人等に対して寄附した金額のうち、上記①により非課税となった利子等に相当する金額に係る部分は、寄附金控除は、適用しない。

(注) 上記の改正は、公布の日以後に締結する特定寄附信託契約に基づき設定された信託の信託財産につき生ずる利子等について適用する。（附則第24条関係）

(2) 次の特例の対象とならない大口株主等が支払を受ける配当等の要件について、その配当等の支払を受ける者が保有する株式等の発行済株式等の総数等に占める割合を100分の3以上（現行100分の5以上）に引き下げることとする。（租税特別措置法第8条の4、第9条の3、第9条の8関係）

① 上場株式等に係る配当所得の課税の特例

② 上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例

③ 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税

23年分は20万円、平成24年分は15万円とする。

- ② 一般断熱改修工事等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、税額控除額の計算上、当該一般断熱改修工事等に要した費用の額から当該補助金等の額を控除する。

(注) 上記②の改正は、公布の日以後に改修工事に係る契約を締結する場合について適用する。(附則第47条関係)

(17) 電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税額の特別控除について、税額控除額(現行5,000円)を平成23年分は4,000円、平成24年分は3,000円に引き下げる上、その適用期限を平成24年まで延長することとする。(租税特別措置法第41条の19の5関係)

(18) 相続又は贈与等に係る保険年金の保険金受取人等に該当する者は、確定申告書を提出し、又は決定を受けた年分の所得のうちに当該保険年金に係る所得が含まれていることにより、当該申告書又は決定に係る課税標準等又は税額等が過大であるときは、公布の日から1年間、税務署長に対し、更正の請求をすることができるとする。(租税特別措置法第41条の20の2関係)

(19) 調査又は報告書(以下「調査等」という。)のうち、当該調査等の提出期限の属する年の前々年の1月1日から12月31までの間に提出すべきであった調査等の枚数が1,000以上であるものについては、当該調査等に記載すべきものとされる事項を電子情報処理組織を使用する方法又は光ディスク等を提出する方法のいずれかにより税務署長に提供しなければならないこととする。(租税特別措置法第42条の2の2関係)

(注) 上記の改正は、平成26年1月1日以後に提出すべき調査等について適用する。(附則第49条関係)

(20) 故意の申告書不提出によるほ脱犯の創設

所得税の特例に係る義務的修正申告書又は義務的期限後申告書をその提出期限までに提出しないことにより所得税を免れた者は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとする。(租税特別措置法第42条の3関係)

(注) 上記の改正は、公布の日から起算して2月を経過した日以後にした違反行為について適用する。(附則第1条、第92条関係)

(1) エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度の創設

青色申告書を提出する事業者が、公布の日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に、エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得等をして、その取得等の日から 1 年以内に事業の用に供した場合には、そのエネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額の 100 分の 30 相当額の特別償却（中小企業者等については、100 分の 7 相当額の特別税額控除との選択適用）ができることとする。ただし、特別税額控除額については当期の税額の 100 分の 20 相当額を限度とし、控除限度超過額については 1 年間の繰越しができることとする。（租税特別措置法第 10 条の 2 の 3、第 42 条の 5 の 2、第 68 条の 10 の 2 関係）

(2) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度の創設

青色申告書を提出する法人で総合特別区域法に規定する指定法人に該当するものが、同法の施行の日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に、同法に規定する国際戦略総合特別区域内において、特定機械装置等の取得等をして、特定国際戦略事業の用に供した場合には、その特定機械装置等の取得価額の 100 分の 50（建物等については、100 分の 25）相当額の特別償却と 100 分の 15（建物等については、100 分の 8）相当額の特別税額控除との選択適用ができることとする。ただし、特別税額控除額については当期の法人税額の 100 分の 20 相当額を限度とし、控除限度超過額については 1 年間の繰越しができることとする。（租税特別措置法第 42 条の 11、第 68 条の 15 関係）

(3) 雇用者の数が増加した場合の特別税額控除制度の創設

青色申告書を提出する事業者で当期及び前期において離職者がいないことにつき証明がされたものが、平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度のうち、基準雇用者数が 5 人以上（中小企業者等については、2 人以上）及び基準雇用者割合が 100 分の 10 以上であることにつき証明がされ、かつ、給与等支給額が比較給与等支給額以上である事業年度において一定の事業を行っている場合には、20 万円に基準雇用者数を乗じて計算した金額の特別税額控除ができることとする。ただし、当期の税額の 100 分の 10（中小企業者等については、100 分の 20）相当額を限度とする。（租税特別措置法第 10 条の 6、第 42 条の 12、第 68 条の 15 の 2 関係）

(4) 公害防止用設備の特別償却制度について、償却割合を 100 分の 8（現行 100

とする。

- ① 新用途米穀加工品等製造設備の特別償却（租税特別措置法第 11 条の 4、第 44 条の 4、第 68 条の 25 関係）
- ② 倉庫用建物等の割増償却（租税特別措置法第 15 条、第 48 条、第 68 条の 36 関係）
- ③ 農業経営基盤強化準備金（租税特別措置法第 24 条の 2、第 61 条の 2、第 68 条の 64 関係）
- ④ 技術研究組合の所得計算の特例（租税特別措置法第 66 条の 10、第 68 条の 94 関係）

(21) 次に掲げる租税特別措置の適用期限を平成 24 年 3 月 31 日まで延長することとする。

- ① 中小企業者等の法人税率の特例（租税特別措置法第 42 条の 3 の 2、第 68 条の 8 関係）
 - ② 試験研究を行った場合の特別税額控除の特例（租税特別措置法第 10 条の 2、第 42 条の 4 の 2、第 68 条の 9 の 2 関係）
 - ③ エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度における即時償却措置（租税特別措置法第 10 条の 2 の 2、第 42 条の 5、第 68 条の 10 関係）
 - ④ 事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除（租税特別措置法第 10 条の 4、第 42 条の 7、第 68 条の 12 関係）
 - ⑤ 集積区域における集積産業用資産の特別償却（租税特別措置法第 11 条の 3、第 44 条、第 68 条の 20 関係）
 - ⑥ 事業革新設備の特別償却（租税特別措置法第 11 条の 2、第 44 条の 2、第 68 条の 21 関係）
 - ⑦ 資源需給構造変化対応設備等の特別償却制度における即時償却措置（租税特別措置法第 11 条の 2、第 44 条の 2、第 68 条の 21 関係）
 - ⑧ 岩石採取場及び露天石炭採掘場に係る特定災害防止準備金（租税特別措置法第 20 条の 2、第 55 条の 6、第 68 条の 45 関係）
 - ⑨ 中小企業等の貸倒引当金の特例における公益法人等又は協同組合等の繰入限度額に係る割増措置（租税特別措置法第 57 条の 10、第 68 条の 59 関係）
 - ⑩ 商工組合等の留保所得の特別控除（租税特別措置法第 61 条関係）
- (22) 次に掲げる租税特別措置について、所要の経過措置を講じた上、廃止することとする。